

漫 録

◇土木主任官會議に列して

K T 生



五月二十六日より三日間内務省に於て土木主任官、所謂府
縣土木課長會議が開催された、此會議は地方長官會議や、内
務、警察兩部長會議とは異り、一種の特色を有して居る點が
ある、東京府と北海道を除く外は總て技師を以て充たされて
居る、其の技師と言ふのが、普通の技術官と異り、地方に在
りては土木課長として土木行政の實務を分掌し、技術と事務
とを兼務する人であつて、會には純然たる事務官として、既
に技術を忘れて終つた人も尠くない、斯様な諸氏の會同であ
るから、技術論もやれば、事務論もやる、殊に地方議會に於
て相當言論には苦い經驗を嘗めて居るから、饒舌することは確
氣の爲めに缺席したのと、田舎代議士の尊稱を有した藤宮惟
一氏が、横濱市の土木局長として、静岡縣を去つたが爲に議
場は何となく寂莫の感を呈した。

第一日は五月二十六日午前十時開會正木東京、近京都、島
かである、殊に多年技術に従事し頭角を現はして、土木課長
の榮位に就いた人であるから、相當の年齢の人が、大部分を
朝鮮總督府土木部より傍聽の爲派遣された本間工事課長出

席、本省よりは議長の長岡土木局長、市瀬技監、土木局各課長、土木事務官、技師等二十名參列、定刻には水野内務大臣の訓示がある筈であつたが、政務多端の爲、約束の時間に出席なく、直に當日の議題である指示事項に入つた。

官紀振肅ニ關スル件

官紀ノ振肅ハ數々地方長官ニ對シ訓示スル所アルヲ以テ地方長官ニ於テ十分考慮シアルコトヲ信スルモ近來土木事業關係ノ犯罪少カラサルハ誠ニ遺憾ニ堪ヘス、諸君ハ部下ノ監督上ニ付一段ノ注意ヲ加ヘ平素官紀紊亂ノ素因ヲ絶クコトニ留意セラレムコトヲ望ム

丹羽庶務課長 の敷衍的説明があつて、近時に於ける官公吏瀆職事件の内容を觀るに、土木に關するものが、多數を占むるのは毫に遺憾とする處である、其の緣由は利害關係を有する者と、直接の交渉を要する地位にあるが爲であるが、苟も其の身分を重んじて事に於ては、過誤なきを期して得るのである、故に一層の注意を以て自他相慎み部下の統御に誤なからむことを、例の丹羽課長一流の論理的口調で縷々説明されたときは、満場水を打つたやうな靜寂さで、非常な緊張味を現はした、其の説明が終るや直に議事に移つた。

災害土木費國庫補助ニ關スル件

災害土木費に對する國庫補助は、内務省の査定を受け確定するのであるが、其の査定に關する方針は、内務省に於て内規を以て決定し、外部に漏すことなく、それが爲に査定を受ける府縣に於ては、其の査定方針を知るに由なく、横着な府縣は火事泥的に改築工事を計畫したり、又馬鹿正直な府縣は災害復舊工事の程度が、原形に復するのみに限るものと解し、不經濟的の計畫を爲すものもあつて、査定の實行に方り折角府縣の計畫した設計を往々變更する場合があつて、彼我的手数を煩すことが尠くない、故に査定方針を示し、府縣をして適從する所を知らしむるのが得策であると言ふことで、一般査定方針を示し、更に進んで道路工事、橋梁工事、河川工事並に雜工事の復舊程度に就いて詳細指示する處があつた、其の詳細は公表を避くるとのこと、茲に評論することゝを差し控へるのであるが、從來秘密裡否な官僚的に査定官の意見一つで泣き寢入に終つた査定が、其の査定を受ける府縣に方針を知らしむることゝなつたのは、土木行政の一大進歩である、此内容を知つた以上は、一も御最も、二も御最と査定官に頭を下げて、鼻息を伺ふ必要はない、此後は此内規を正

當に解釋し實地に應用して、査定官に對抗することが出来る
とて、有頂天に喜んで居る主任官も少くなかつた、之を見て
も從來の査定が無理なことを強要した嫌のあることは争はれ
ない、何にしても秘密主義から一步を進めたことゝして新土木
局長の開放的態度に敬服した。

土木試験所ノ利用ニ關スル件

良好ナル道路ヲ築造センカ爲ニハ巨額ノ費用ヲ要スルヲ以
テ道路材料ノ選擇ニ深キ注意ヲ拂ヒ且其ノ構造技術ニ一層ノ
考究ヲ加ヘ以テ最モ經濟的ニ遂行スルノ必要アリ此目的ヲ達
セムカ爲ニハ道路材料等ニ付信賴スルニ足ルヘキ完全ナル試
驗ヲ行ヒ其ノ結果ヲ發表シテ當路者ノ適從スル所ヲ指示スル
ノ極メテ切ナルモノアリ

仍テ政府ハ大正十年度ヨリ内務省土木試験所ヲ設置シ爾來
諸設備ノ完成ヲ急キ漸ク昨年十一月一日ヨリ所定ノ試験ヲ開
始シ得ルノ運トナレリ當所本來ノ目的ヨリスルトキハ汎ク土
木工事ノ材料ニ關スル一切ノ試験ヲ行ヒ土木工事ノ經濟的築
造ヲ圖ルニ在ルモ當分ノ内道路材料ノ試験調査及道路ノ築造
維持ノ試験調査ニ關スル事務ニ限り取扱ハシメ將來ニ於テハ
實験的道路試験ノ方法ヲ採用スル計畫ナルモ當分ノ間ハ經費
ノ關係ヨリ主トシテ室内試験ノ方法ニ依リテ研究ヲ進メムト

ス希クハ諸君ニ於テハヨク當試験所ノ目的使命ヲ了解シ充分
ニ之ヲ利用セラレ以テ道路ノ經濟的築造ニ資セラレムコトヲ
望ム

牧土木試験所長

が例に依つて熱烈な口調で説明した、土
木工事に使用すべき材料試験の必要なことは、今更事新らし
く説明する必要がない、歐米各國に於ては、既に各種試験の
結果を得て、經濟的に土木工事の築造を圖つて居るのである
が、我國に於ては纔に大阪市に於て道路材料の試験を爲すも
の一箇所あるに過ぎない、本試験所は汎く土木工事の材料に
關する一切の試験を行ひ、土木工事の經濟的築造を圖る目的
を以て大正十年度より設置することゝ爲つて、事業の準備に
取掛る運に至つたのであるが、經費の關係上當分の内は道路
材料に關する試験を行ふことに限局せられ、此試験を行ふこ
とも我國に於ては初めてのことであるから、器具機械の大部
分は外國に需むるの狀況であつて、準備も思ふやうに捗らな
かつたが、漸く昨年十一月一日から所定の試験を行ふ運に至
つたのである。

現在の道路が昔時の夫れと異り、近世科學の生むた、新式
重量車輛の通過に耐ふる必要に迫られ、昔時の如く道路構造
の標準を荷馬車の通過に置くことを許さない狀況に立至つ

た、之が爲道路築造に要する經費は、鉅額に達することゝなつたのであるが、各地方に存在する材料を經濟的に利用して道路を築造することを圖つたならば、現時の交通に應ずるに左程の經費を要しない譯である、本試験所は此點に鑑みて、地方特産の材料に就きても試験の求に應じ當分の間は、アスファルト、コールター等の如き瀝青質材料に關する試験、木、石、煉瓦、セメント、鍍漆、砂利、砂、粘土等の如き非瀝青

材料に關する試験、道路の構造保存に關する試験、道路運輸に關する試験を執行する考であるから、本試験所設置の目的を克く了解せられ、地方道路の改良の爲に大に利用せられむことを望むと縷々説明し、本試験所が他の試験所に於て觀るが如き、學者の研究慾を充たす爲に、或は學者の隱居仕事の爲に設けられたものと異り、實用的に設けられたものなることを力説し、歐米各國の例を引證して、該博振りを見せ附けられたが聊かバタ臭いのは當てられた、島大阪は試験所の設置を大に歓迎し賛辭を呈したが、物件材料の試験も結構ではあるが、地方土木に従事するものが、道路に關する智識の少いのは道路工事執行上遺憾であるから、今一步を進めて工夫等の如きものに道路に關する智識を授くる方法を講して貰ひたいとの新要求を附加した、最も實効的の意見である、工

夫に對する智識の授與は、獨逸に於て行つて居るやうに一般修路に關する心得書を印刷して、各自に携帶せしむることも一つの方法であるから、之を地方に於て適宜實行することになれば、相當の効果を收むることである、又技手等に對する智識の普及は先年道路改良會等に於て執行した講習會等の方法に依つて、目的を達するより外に途はない、と言ふことであつた。

注意事項

既成河川監督ニ關スル件

當省ニ於テ改修工事ヲ完成シ地方ニ引渡ラ了シタル河川ノ監督ニ就テハ曩ニ内務大臣ヨリ訓示セラル、所アリ且其處理ノ方針ニ關シ指示スル所アリ各位ニ於テハ克ク其ノ趣旨ニ遵ヒ管理及取締ニ努メラレツ、アリト雖モ當省技術官ノ報告ニ依レハ尙遺憾ノ點ナシトセズ依テ將來一層ノ注意ヲ加ヘ當省技術官トノ連絡ヲ保チ其管理ヲ篤クシテ改修ノ效果ヲ維持スルニ努メラレタシ尙ホ從來ニ於ケル管理及監督狀況竝當省技術官トノ連絡方法ヲ聽取シタシ

砂防工事費國庫補助ニ關スル件

一、砂防工事費國庫補助ノ申請又ハ申請ニ對スル照會ノ回答往々遅延スル向少ナカラズ延テ各地方全般ニ對スル補助額ノ内定及補助指令ノ時期遅延シ工事ノ實施ニ支障ヲ來スヲ以テ將來十分其敏速ヲ期セラレタシ

一、工事竣功ノ場合剩餘金ヲ生シ又稀ニハ請負工事トナセ爲起工ノ際既ニ剩餘金ヲ生ズルコトアルモ地方ニヨリテハ該剩餘金ヲ以テ追加工事施行ノ方法ヲ講ゼズ其儘完了認定ヲ申請スル向アリ之ガ爲補助金ハ自然不用額トシテ整理スルノ外ナキニ至ルヲ以テ此ノ如キコトナキ様十分注意セラレ剩餘金ヲ生ジタル場合ハ時期ヲ失セズ必要ナル追加工事實施ノ手續ヲ取り補助ノ目的ヲ完フセラレシコトヲ期セラレタシ

一、國庫補助内定通知後設計ヲ變更シ補助額ノ減額申請ヲ爲ス向アルガ爲全般ニ對スル補助内定ニ異動ヲ來シ從テ補助指令ニ支障ヲ及ボスコト不尠ヲ以テ當初篤ト注意ノ上計劃ヲ立テ申請セラレタシ

發電用水利使用ニ關スル件

水力電氣事業ハ産業ノ發達國富ノ増進ニ重大ナル關係ヲ有スルヲ以テ之ガ水利使用ノ出願ニ對シテハ慎重ナル調査ヲ

遂グルト共ニ其處理ノ迅速ヲ期セザルベカラズ各位ハ常ニ意ヲ茲ニ致シ事務ヲ掌理セラレツ、アルモ尙往々遅延ノ向ナキニアラズ依テ今後一層ノ注意ヲ拂ヒ其處理ヲ敏速ニシ以テ企業ノ機ヲ逸シテ經營ヲ誤ラシムルガ如キコトナキヲ期セラレタシ

發電用水利使用ノ起業地點ハ主トシテ河川ノ上流部ニツクシ其堰堤ノ築造、水路竝運搬道路開設等山地ノ掘鑿及掘鑿土砂ノ處理等ハ流域全體ニ及ボス影響頗ル大ナルモノアリコレヲモツテ近時各地方ニ於テ河川法準用區域ヲ上流部分ニス、メ其取締ヲ嚴ナラシメントスルハ適當ノ措置ナリト認ムルモ其取締ノ實績ハ單ニ法規ノ施行ニ依リテ之ヲ收メ得ベキニアラザルハ勿論ニシテ實地ニ於ケル監督ノ良否イカニニ存ス然ルニコレテ從來ノ實況ニ徴スルニヤ、モスレバ徒ニ机上ノ監督ノミニテハリ實地ノ取締ヲ等閑ニ附スルノ嫌ナシトセズ此ノ如キハ法ノ權威ヲ失スルトトモニ治水上キハメテ遺憾ノ次第ナルヲモツテ將來一層實地ノ監督ヲ勵行シ工事施行中ハ勿論竣功後ニ於ケル工作物維持ノ適否如何ニ注意シ殊ニ掘鑿土砂處分ノ施設ノゴトキ直接河川ニ影響アルモノ、維持ニクワンシテハ不斷周到ナル監視ヲ行ヒモツテ治水上遺憾ノ結果ヲ醸成セザランコトヲ期セラ

レタシ

發電用水利用事務ニ從事セシムル爲メ特ニ技術官ヲ配置シタル地方ニ對シテハ當初其ノ豫算配付ニ際シ專任技術官配置ノ趣旨ヲ明ニシ通牒スル所アリ然ルニ往々之ヲ他ニ流用シ若ハ全然該技術官ヲ置カザル向アルモノ、如シ此ノ如キハ其設置ノ趣旨ヲ没却スルモノニシテ頗ル遺憾ノ次第ナルヲ以テ各位ニ於テモ十分通牒ノ趣旨ヲ體シ配置ノ目的ヲ達成スルニ努メラレタシ尙此際技術官ノ執務狀況竝其豫算經理ノ實況聽取シタシ

名論卓説續出したが爲に、議事も豫定通りに進まず、議場は聊か緊張味を缺きだした、既に四時にもなつたので、一と先閉會することゝし、各主任官は道路改良會の招待に應じて丸の内銀行集會所の方へ足を向けた。

第二日は五月二十七日午前九時開會地方に在つて殷々然として居る主任官の爲には、餘り開會の時間が早いので遅刻した連中もあつた。前日に引き續き協議事項に移る。

水防ニ關スル件

各地方ニ於ケル水防狀況ニ付テハ先年其報告ヲ得タル所アルモ更ニ現今ニ於ケル水防ノ準備及實施並水防機關ノ設置

ニ關スル狀況及之ニ關スル各位ノ意見ヲ聽取シタシ
地方ニ於ケル治水計劃ニ關スル件

地方廳ニ於ケル治水計劃ノ狀況ニ就テハ先年其ノ報告ヲ徵シタルモ更ニ此際各地方ニ於ケル計劃ノ獨立セルモノ及其調査中ニ係ルモノノ計劃内容又ハ調査狀況ヲ承知シタシ

各主任官が地方に在つて、從來取扱つた水防の狀況に關して、自己の手柄話やら法螺やらで議場を賑はした、治水計畫の内容に至つては、府縣が小さければ小さい程の計畫概要を陳述するし、治水計劃は後廻しとして目下は道路改良計劃に熱中して居ると言ふものやら、岐阜縣の如きは水利組合の治水政策を吹聴して夫々大に有能振を發揮した。

水野内相議場に現はれ訓示する所があつた、曰く近世科學の進歩に伴ふて、地方土木に屬する道路、河川及港灣の事縣は繁劇になり又複雑を來すに至り、府橋費の大部分は是等の費用に充てらるゝと言ふ狀況で、是等事務を掌る主任官の責任は大なる物である、是等事業の施設は地方産業の隆替に影響する所大なる物であるが故に地方負擔力の許す範圍に於て出来るだけ事業の發展を圖る必要がある、殊に道路の如きは、地方

民の切望する所であつて、其の切望も無理でないのである、善良な道路の完成に依つて、地方の開発も出来、地方民の利便を圖ることゝなるから力めて之を改良する必要がある、又道路の改良は、速を圖り、維持修繕等の完全を爲すには、成るべく大なる團體の費用を以て執行するのを適當と信じ、郡道の廢止の爲に之を府縣道に移すことも賛成である、併しながら並行道路であるとか又左程重要でないものを、政黨の關係であるとか所謂權衡問題等に依つて、府縣道に編入せむとする如きは慎むべきことであつて、折角澤山の府縣道を認定しても、維持修繕が完全に行はれない場合は、道路の効果を擧ぐる事が出来ないから、能く縣内の實情を調査研究して

一部の利害に偏することなく、適當に計劃せられむことを望むのである、河川に關しても同様であつて、大なる河川は國に於て工事を施行し、工事了後地方に引き渡すのであるが、其の引渡した後に於て、維持修繕不十分なるが爲に、遂に大破を來し多額の工事費を必要とするに至るのであるから、常に十分な監督を施し、叙上の不利益を招かざる様注意を要するのである、又港灣設備の如何と言ふことは産業の發達に非常な影響を與ふるものであるから、此亦十分な施設を望むのである、又土木關係の事業に就いては技術に重きを置

く必要がある道路、河川の修築開鑿に關しても港灣の改良にしても、如何なる設計の下に、如何なる方法に依つて執行するやと言ふことは技術に關する事柄である、技術に關することは各位の學むだ所の學術の應用に依るのであつて、其の設計に誤を來すことあれば各位の責任である、然るに其の設計が往々にして失敗に終つて居るものもないではない、此の如きは技術の研究と修養が足りないのに原因するのであるから、學術の研究を怠らず科學の進歩に伴ふ新智識の取得に力めて技術家の信用を失墜せないやうに考へて貰いたいと希望し、官紀の振肅、事務の執行方法に就いて、長い訓示があつた、訓示終るや議事を續行し

道路構造令中改正ノ件(案は法令編にあ
るから省略す)

街路構造令中改正ノ件

道路法第三十條ノ規定ニ依ル道路臺帳ニ關ス

ル件中改正ノ件

を協議し池田第一技術課長が度量衡法の改正に依つて本省令を改正するの必要ある理由を説明する處があつたが、進に技術官連である、メートル制が果して我國の國民生活に適應して居るものであろうか、此制を採ることは利益あるに

違ひはないが、今之を急遽に實行して從來深く頭に刻まれた、度量衡の觀念を一變せしめむとするのは無理である、實行を延期すべしとの議論が提出されそうものであつたが、其の議論は少しも出ない、僕は此制度に反對しない各主任官に『三尺の禰は何と言ふや、一寸の蟲にも五分の魂は之を何と言ふや』と即答を求めたかつた、國民の生活程度に適應しない、此制度を強要することは間違つて居るとの根本論を提出して、實行延期を要求する人のなかつたのは甚だ遺憾であつた、本問に對しては島大阪が第二條、第十四條の改正案に就きて僅に意見を提出したに止まり次の問題に移る。

道路構造ニ關スル細則制定ノ件(案は法令欄にあ
るから省略す)

道路構造に關しては、道路構造令及街路構造令の規定する所であるが、其の規定の内容に關しては、技術上幾多の疑問を包含し、之を統一することが目下の急務である故に、細則を制定せむとするものであつて、道路に關しては牧野技師、橋梁に關しては三浦技師より立案の理由を説明した。

牧野技師の説明する所に依ると今日の交通は、高速度車輛が發達し、全國的になつたにも拘らず各府縣道路改良の設計を見るに區々であつて、統一を缺いて居る憾がある、曩に

制定された道路構造令の趣旨により、國道、府縣道の設計標準となるべき細則を定めたのである、近來自動車交通が次第に發達して來たとは言ひながら、自動車交通のみを考へて、馬力交通を無視することが出來ないのである、従つて今日の道路は自動車交通に便利な道路であつて、然かも馬力交通に不便でない道路でなければならぬのである。

道路の構造の要素は、主として幅員勾配屈曲にあるが、之等は車輛の種類速度並に連結の方法によつて變つてくるのである、本則決定に際して必要な是等の各要素並に其相互の關係は各國の實例を斟酌し、我が國の現狀に鑑み、最も適當と信するものを採用したのである。

急坂路の長さを、決定するには馬力の牽引する荷重を決定することが必要であるが、山地に於ては多くを望むことが出來ないのであるから、二百三十拾貫位を標準とし、安全視距の決定には、國道に於ては二十哩、府縣道に於ては十五哩位の速度で走り得る長さを採用したのである、屈曲部幅員擴大の後で單車の場合のみを考へたのであるから、大なる自動車でも極く緩かな速度で通る場合は、通り得るが高速度で自由に通る爲には猶一層擴大する必要がある、道路の横斷勾配の規

定には範圍を廣くしてあるから、氣候其他土地の狀況によつ

て勾配をも考慮して決定すべきである、屈曲部の横斷勾配は路面其他色々の事情により異なるのであるが、今日我が國の普通の道路で考へて半徑五十「メートル」勾配十五分の一で、二十五哩、半徑百三十一「メートル」勾配十五分の一で二十哩位の速度を標準としたのであるが、路面の摩擦を考ふるときは、二十哩及三十哩の速度で走るも安全な様であるから、見通距離長き個所に於ては半徑百三十「メートル」(四百尺)位の所でも、三十哩位の速度で走れる望みがあるのである、踏切箇所は最も危険を感じる個所で、且鐵道又は軌道が頻繁に通るときは、道路の能力を減することが多大であるから、此の部分は成るべく安全にして、前後の道路より廣くして置くことが必要である、取付道路は前後のみならず左右の見通のきく様に成るべく坂路のない様にするを要するのである、橋梁には欄干を設くる習慣になつて居るか、夫れと同様に、危険を感じる斷崖に沿ふて通る道路には、危険防止上必要な施設をしないものが多いのである、夫れ故危険を感じる部分例へば斷崖又は高い盛土部の如き所には、相當其幅員を擴めて、危険防止の設備をなし交通上前後道路と同じ効力をなす様にすることが肝要であると、縷々本細則を規定した理由を、例

の六ヶ敷言葉で説明した。

之に對し第一條の路肩の問題に就いては、路肩を必要とする理由を聞きたいとの質問やら、此路肩を絶対に必要なものとすれば、各道路の幅員は結局三尺増加することゝ爲るが、現在道路に於て此の如き施設を必要とするものは多數の道路中僅少なものである、故に第一條に但書を加へ、特殊の道路に關しては、本條を適用しない途を設けられたいと言ふ意見が、提出されたが、此意見に對し反對の意見を提出する主任官もあつた、併しながら今更路肩の必要を聞く人のあつたのは、技術官でない僕も驚いた、路肩と言ふものは、今新に出來たものでもなく、昔からあつたもので之を今まで有效路面と考へて居たことが間違でなからうか。

第二條の待避所に就いて、實際道路に待避所を設けた效果から觀るときは、餘り之を利用する者が尠くして、雜草の繁茂するに任せてある様な箇所もある、故に此施設を強要する箇所は、幅員二間半以下の道路に限ることゝし、其の代りに待避所の前後相當の距離に待避所標識を設けて、待避所の存置を周知せしむる必要があるとの意見もあつた、固より道路構造令が待避所の設置を必要とすることを規定したのは、交通の情勢が必要とする場所に設置すべきことを命じたのであ

つて、雜草が繁茂して、何人も利用しない場合に在りては、道路構造令第十八條の規定を適用して、設置するの必要がないのである。

第三條の縦斷勾配のことに就いて、若し道路に縦斷勾配を附するときは、自動車等の乗心地が悪い、之を附せずとも道路の排水は他の方法に依つて、排水の目的を達することが出来るから、寧ろ之を附せざるを適當とするとの意見もあつたが、街路に於ては或は之を必要とせざる場合があるが、山間部の道路に對しては、如何であらうかと考へられた。

第四條の緩勾配區間の設置に付いて、視定以外の勾配及勾配箇所長さの有する場合に於ては、如何なる方法に依るべきや、其の以外の場合に付規定する必要があるのではないかと、その質問に對し、内務當局の説明も餘りテキパキしなかつたが、此場合に於ては所謂挿入法を採用すれば可いのではないかと考へたが、僕は技術者でないから其の邊は讀者の判斷に任して置く、第四條と第五條との關係に付いて、第四條は馬車を標準として規定し、第五條は自動車を標準として、規定されたが、道路の構造に關する同一規定の中に一は自動車であつたが、形式的に考ふるときは其の通りである、併しなが

ら第四條の事を規定するに付自動車を標準として規定したならば、我國現時の交通に最も多く用ひられて居る馬車の通行に支障を來すのではあるまいかと考へた。

第九條の屈曲部中心線の半径に付きては、山間部に於ける道路に付いて、此原則を採用することは困難である故に例外を設くる必要があると言ふ者やら、擴大すべき道路幅員を定むるのに屈曲部の内側に於て測ることは不都合であるとの意見もあつたが、後者の考は恐らく誤であらう。

第十條の道路横斷勾配に付いては、積雪地方に在りては十分一の横斷勾配を有せしむることを必要とするから、特例を設けて貰いたい、又北海道には本條の規定を適用しないことにして貰いたいとの意見があつたが、之も亦道路構造令第十八條の規定に依つて、適當に措置することが出来るものと考へられた。

第十一條の片勾配のことに付、片勾配を付するときは牛車等の通行に却つて危険であるとの意見も出た、外本細則に關係のないことで、街路に竝木を植附くる場合に於ける並木隔間のこと、街角剪除の場合に於ける剪除の方針竝に路面舗裝の仕様を規定する必要があるとの意見もあつたが、本細則に規定しないことで、設計上必要な事項は、澤山あるが是等は

大體の意見を決定した上で、本細則に追加することである。次に橋梁に關して、三浦技師の説明する所に依ると、從來道路橋の仕様は各種各様で一定せるものがなかつた。就中活荷重の種類及重量、其の版上に於ける分布衝撃、許容應力等に關しては全く區々であつて、尠からず不便を感じて居つたから、之等を統一すると同時に、愈メートル法も七月一日より實施することとなつたから、全部メートル式に改めたのである。最も問題となるのは自動車荷重であつて、歐米では二十噸、二十五噸などの重量自動車を用ひて居るけれど、我國に於ける自動車は未だ發達の中途にあつて、道路の築造法も随分遜色あるのみならず、地勢の關係上どうしても餘り大きい自動車を使用することが出来ないから、先づ五噸自動車位が最大だらうと云ふので、第一種を十二佛噸(積載量共)と定めたのである。部材の許容應力が又各國其の軌を一にせずまち／＼である。之は鋼材及混泥土の破壊強度が異なるためで仕方がない。我國の橋梁には大體米國の強度に倣つた仕様が多いけれども、造船の方は主に英國に倣つて居ると云ふ具合で、從來は非常に區々に亘つて居るから農商務省でも規格統一を計つて居るものゝ、仲々に困難の事業と思はれる。今度の規定は大體歐米の規定を參考として、強度を定めたので

ある。當分の内は不便だらうが夫も一時で慣れれば却て計算の手数も省け能率があがることと思ふ。又製鐵業者は大體此の標準に依る強度を有する鐵の製作を爲す様になつて、外國品に劣らない良い製品を得ることとなり一面製鐵業の奨勵となるだらうと豫期して居る。と言ふ大體論から、或は例を歐米に、或は從來の實驗に鑑みて本則を制定したのであるとて、各論に入り詳細に説明したのであつた、之に對し第二十条に規定する活荷重の衝撃は鐵筋のアーチに對しても適用するのであるかと、第二十四條に規定する溫度の計算時期は如何との質問があつて、意見の提出があつたが、主任官の考は本細則が、道路構造令街路構造令に規定する構造の細則を規定する爲に出來て居るのに拘はらず、構造令以外の規定を設くるものと早吐込をした連中もあつた様である。

之を要するに程度問題のことに就いては大に論議されたが、眞の技術論に至つて、傾聽すべき議論がなかつたのは、各主任官が殆ど技術を忘れたるやの感を起さしめた、殊に橋梁の問題に至ると三浦技師の説明を傾聽するに外ならない、本省邊の人に言はせると今回の會議で最も問題の多いことを豫想して居た本細則の諮問には左程の質問も意見も出ないのには憫れたと、程度問題等に就いては聞くの要がない本省の

抱持する技術に對する意見を聞きたかつたが爲に、細則の案文も着京前に配付して精讀審査の餘地を與へたのに、此狀態では地方道路の改良に純技術を利用して、技術の眞價を發揮することは到底望むことは出来ないと言つて居る、傍聴の一技師が今の主任官の中で橋梁の判つて居る者は二人しかないと云つて居たが是れでは心淋しいこと夥しい、想ふに技術を主として掌るべき主任官をして、技術を忘れしむるに至つたのは、主任官を責むるは酷である、制度の罪であると言はなければならぬ、地方土木の事務は今日多忙で、その府縣費を以て執行する土木工事に關しては對議會の關係があつて、一方ならぬ考慮を拂はなければならず、之を執行するこ

でない、何とかして分科の方法を講ずるにあらざれば遂に地方土木事業の進歩發達を招來するの日は來ないであらうと感じた、會議が終ると港灣協會の招待に應じ帝國ホテルに向つたが今日メートル制に付き論議した譯でもあるまいが、前日の疲れで餘りメートルを擧げる人もなく、同協會の活動寫眞に感心しつゝ午後十時過ぎ散會した。

第三日は六月二十八日午前九時開會 今日一日で終了するのである、豫定の議事に入る。

道路法第五十二條ノ規定ニ依ル認可申請ニ關

スル件(案は法令欄にあ
るから省略す)

務

とが既に一通り物骨折りであるのに、一方監督すべき土木工事は市前土木工事を始めとし、人の施行する鐵道軌道工事、發電水力に關する工事、埋立に關する工事等が出ほど積まれしある、此外國有財産の管理と、土地收用の事務、都市計畫法を適用する市を有する地方では之に關する事務、府縣營繕に關する事務等があつて、千手觀音と雖も尙之を一人に引き續くことは躊躇するであらうと思れる位であるの、其等事務は擧て之を主任官をして管掌せしむるのが間違居る、技術は技術として専心之に當る餘裕がないのは無理

伊藤道路課長 の説明があつて、道路事縣の監督に關しては既に道路法第五十二條に規定する所であるが、其の手續に關しては未だ何等の規定がない爲に詳細な書類を提出する向もあり、又或は手續が簡單に過ぎて再應照會せなければならぬものもある、殊に其の甚しきものに在つては手數の繁雜を避けんか爲、名を輕易な事件に籍つて認可を申請せない向も尠くない様に聞いて居る、此の如きは道路法の精神に反するもので遺憾とする所である、仍て本令は監督上必要な最少限度の書類を提出せしむることとし、監督の實を擧げむとす

る趣旨であるから、之に關し腹藏なき意見を受けたいと言ふのであつたが、後には尙事務簡捷に關する諮問や、主任官の希望の提出等が、残つて居るので書面を以て意見を提出することにし次の問題に移る。

事務簡捷に關する件

事務の措辦を敏活にして、經費の節約を爲るが爲には本省に於ても相當考慮し、屢々地方長官の權限を擴張せられたが尙現行の法令其の他に依つて認可又は報告事項中改廢を要するものは、遠慮なく此會議に於て陳述せられたいとの諮問である。

會議の當初から饒舌る者は一定して居て、中には一言なかるべからずとする、所謂一言居士も随分發生したが又中には無言居士連もある、會議當初より議長席に据つて始終主任官を睨んで居た岡土米局長が、時間の切迫を理由として、府縣名を指定して、其意見を徵することとし、鹿兒島、青森、福井、宮城、滋賀、鳥取、福島、長野、群馬、島根、山口、千葉、福岡、神繩等と順次に聞き初めたが、後になればなる程、前者の意見と同一で言ふことが無くなる、一言居士も一言するの餘地がなくなつた感があり、滑稽であつたが

道路に關する主要なものは

- 1、竝木伐採に關する認可を省略すること
- 2、道路法第三十九條と第四十條の負擔金の一部賦課に對しては認可を省略すること
- 3、道路の新設と雖一小部分のものは認可を要せざること

4、軌道工事の施行に方つては道路管理者の意見を徵することを廢止すること

5、道路工事費を國に負擔せしむる場合に認可を受けざること

6、下級公共團體に道路の維持修繕を爲さしむる場合には認可を要せざること

7、賃取橋の設置は監督官廳の認可を要せざること

8、道路の占用料の徵收も認可を要せざること

であつたが、最も多數を占めたものは、竝木の伐採に關して監督官廳の認可を要せざること、改正すべしと言ふ意見であつた、併しながら其の意見を提出した府縣は、何れも既に傷を持つ連中であるそうなる、此意見に對し伊藤道路課長は、竝木一本を伐採するのに、内務大臣の認可を受けたり、既に枯死せむとする竝木を伐採するのに認可を申請するやうなこ

とは、事務の簡捷を圖る上に於て當局も適當でないことは、百も承知して居るが、高等學校の敷地を寄附する財源に供するが爲に、枯死しない竝木を枯損木と稱して伐採したり、縣會議事堂や、土木課長の官舎を建つる爲に、竝木を伐採して財源に供した向もあるから、是等を取締る爲に、己むを得ず認可を受けしめて、監督するの必要に迫つたのである、是等に就いては何とか考慮した上で、道路維持修繕令を改正する考であると答辯した、之を要するに、知事に於て處分し、内務大臣の認可を受くべきものである事件を、内務大臣が處分するものと解釋して、其の處分權を知事に渡して呉れと言ふ人もあり、甚しいのに至つては當然知事限り處分することになつて居るのに尙知事限り處分したいと言ふ人もある、彼是其の議論を聞いて居ると隨分履き違つた考を持つ人もあつた、是では一層監督の必要があるのでないかと思はしめた、次は主任官が今日か明日かと待つて居た希望條件の提出であつた。

第一は府縣技師の海外派遣に關することである、土木工事監督の任に當る者は、其の監督すべき工事に付、相當の智識を具備することを必要とするのであるが、監督を受くべき民間會社は、日一日と進歩して停止する所を知らない科學の

調査研究に餘念なく、常に技師を歐米に派して彼地に於ける進歩した技術を修得せしめ、之を實行するに反し、之を監督する吾々主任官が、其の一二を除く者の外、歐米に於ける土木事業の實況を知らないことは、叙上の責任を果す上に於て遺憾の點が尠くない、又民間工事監督の關係を離れて、直接施行することを要する土木工事も各府縣を通して一年一億圓以上になつて居る。此工事を執行する上に於ても、歐米先進國の技術を見學して參考に資するときは、幾何の利益があることであらうか、思半に過ぐるものがある。殊に吾々主任官は都市計畫に關しても、委員又は幹事として相當の仕事を義務附はられて居るのであるが、此委員中の大部分は、歐米各地の事情を視察したものであつて、唯だ吾々主任官のみが例外にある位のものである。此の如き狀況であつては折角義務附けられた仕事をする上に於て、缺くる點が尠くない。故に本省に於ては何とかの方法を講ぜられ、毎年數名宛歐米視察を爲さしむる方法を認めて貰いたい、所謂元老課長である。島大阪、高田神奈川、近京都、村山兵庫、勝又愛知の各主任官が言葉を極めて要求したが爲、議場は非常に緊張した。長岡土木局長は、之に對して、各主任官の御希望は克く之を了解したから、更に此意見を大臣に上申して、諸君の希

望の實現に對し、助力を盡してあげ、扶抄したが、之に對し局長の好意を感謝する者もあつた。

次は地方技術官の向上に關することである。松浦新瀉缺席の爲に代理技術官が、同氏の意見を朗讀して、意見の説明に代へた、曰く近時技術上の進歩發達著しく、社會各般のこと殆ど技術に俟たざるものなき狀況である、然るに我國技術者の待遇は非常に輕視され、爲に官廳に於て薄き待遇を受けむよりは、寧ろ比較的収入の多き、民間會社等に赴くを賢とし之に趨る者多く、從つて官廳に於ては優秀なる技術者に乏しくして、民間技術者の指導監督の任に方るべき官廳技術者が、稍もすれば民間技術者の教を乞ふが如き現時の狀態では、將來本邦技術の發達を望むことが出来ない、依つて土木局に於ては、十分此點を考覆せられ、少くとも土木局經常部に於て、勅任技師四名、各府縣を通じ勅任技師十名を配置せられむことを望むと言ふのであつた。

此意見に對しては各主任官異存のあるべき筈もないが、松浦新瀉の要求が、内務省の制度にまで及むたので、長岡土木局長の忌諱に觸れ、土木局の制度に就いては、新瀉松浦の御指揮を受けずとも不肖相當の考慮があるから、御心配に及ばないと、歸廳の上本人に傳言せられたいと、例の口調で勿附

けられ、折角の希望も何が、何やら臺なしに終つたものは、行き過ぎると此様なものとなるのではなからうか。

之に附隨して、從來存在した、年俸三十圓を支給する技師の制度を廢止し、年俸五百圓に改め月俸一圓の技手は廢止せよとの通知があつたが、此制度を認むるに至つたのは、地方土木職員が單に地方費の支辨に屬し漸く官吏の待遇を受くるに過ぎないので、官吏と爲らないのならば、寧ろ物質的慾望を充たすが爲め、民間會社に走る傾向があるから、官吏として精神的満足を與へ、此傾向を抑へむとするのが趣旨であつた。今之を通牒の趣旨に依つて、多額の國費を支出することは、配當を受けた地方廳費を以ては困難否な不能であるし、之を廢止すれば優秀の技術者は民間に入ることゝ爲り之を救濟することが出来ないから、此通牒の趣旨を撤回して貰いたいと言ふものがあつた。又近時鐵道及軌道が發達して一般土木事業の片手間之を監督することは困難と爲つたから、之を専ら監督する監督官を配置して貰いたいと言ふ希望もあつた。

次は土木工區制度の維持に關することである。現在地方を以て支辯する土木の仕事は、地方管内を數區に分ち土木工區を設置して、之を管掌せしめて居るのであるが、近時之を廢

止して、都長の管掌に移すの傾向を生じ、各地に於て問題視せられて居るが、都長は土木技術に關する専門家でない爲に、郡技手の作製した計畫に對し、結局官印を押すことゝ爲り、完全な土木工事の施行を觀ることは困難である。加之各工事は郡長の管轄内に獨立して行はるゝことゝ爲るから、連絡した工事を施行することが出来ないことゝ爲り、不便である。現行工區制度は叙上の缺陷を救済し、地方廳に於ける技師が直接監督するが爲に、完全な工事の實施を觀ることが出来るから、現制度を維持するの方針を採つて、府縣を指導して貰いたいと言ふのであつた。次に土木行政の改革に關すること付、土木行政と政黨の關係等に付論議したが、井上内務次官の挨拶がある筈であるのに姿が見へないので、

長岡土木局長 は知事の補助機關である主任官に對し、内務大臣の補助機關である土木局長が、訓示がましきことを言ふのは官制上如何やと考へて差し控へて居たのであるが、時間の餘裕があるので、私人の立場で一言することが二つあるとの前提の下に、土木行政と政黨政治のことに付、事務官である吾々が、上官の命令に服従するのは當然であつて、多少意見を異にして居ても、之に服従することは、已むを得ない處である。然るに事務官であるべき諸君が政黨の關係を考慮

し、往々上官の命令も無いのに、或は上官の意を迎へる積りで、事務官として行き過ぎた事を爲す場もない様子を考へらるゝ場合があるが、此の如きは尤に慎むべきことであるから、公平無私の態度を以て事務の執行に方つて貰いたい、其の二は瀆職事件の問題で庶務課長説明の通りであるが、内務省直轄工事に犯罪の件数が少く、府縣工事に多いのは、前者は直營が多く後者は請負が多い結果でもあるが、一層部下の監督に力を注がれて、犯罪の防止に力めて貰いたい。犯罪の原因が宴會等の爲であるものが又少くない様に考へらるゝが、宴會に参加するや否やは餘程デリケートの問題であるが、健全な常識に依つて其の取捨を判斷する必要があるので、本省邊から出張する者と之を招待する主任官との關係に付きて、碎けたやうな、粹のやうな、針のあるやうな話があつた。

井上内務次官 の訓示は自分の過去の經驗に徴するとき、土木事業に付自ら願て遺憾に感ずる點が少くない。如何に大家が研究考案した設計でも其の結果に付、素人目を以て其の缺點を批評し得ることは容易であつて、他の教育又は産業上に於ける施設に對しては容易に批評することが出来る。土木事業は之と餘程趣を異にして居る。固より素人眼

を以て無暗に土木事業に對し、容喙すべきものでなく、技術家の意見を尊重し、敬意を拂ふ必要がある。殊に木曾積斐長良の三川分流工事の如き、又は近く竣工した大河津の大工事の如きを觀るときは、一層其の感を深くするものであるが、素人が批評し得る事業であるが故に其の効果如何は、一般民衆の感ずることも早いのである、故に其の事業の良否が社會に及ぼす影響は頗る大なるものである、従つて各位の責任も重大であつて各位の注意、各位の熱慮が、其の成績を或は右にし、或は左にする所の根底を爲すものであるから、自己の所信を尊重して、事業の執行に方り、産業發展の爲に一段の努力を望むと言ふのであつた。

それにて會議は終了を告げ、内相官邸に於ける茶話會に臨み、大臣の挨拶があつて、清水埼玉一同を代表し、吾々の希望する所は會議席上に於て土木局長に訴へたから、局長から萬事は御聽取の上希望の貫徹する様に御考慮を願ひたいと挨拶し、盛會裡に散會した。

會議終了後は大風一過の感があるだけで、何等頭に残つたものはないが、各主任官が、連日熱心に地方土木行政の爲に論議せられたことは、多大の謝意を表しなければならぬ。其の結果は必ずや地方に於ける土木行政の實務に反映して、效

果を奏することであろう。形式的に一年一回會合すること、左程効果もあるまいが、此種會合は何回やつても相當の効果を收めること、信ずるから毎年開催して貰いたいものである。終に臨み各主任官の健康を祝し、國家の爲御奮闘あらむことを望むと共に、本記事が稍々もすれば主任官各位に對する敬意を失したかも知れない、茲に深謝して置く(了)

東都より

細井 魚袋

銀座 小情

街なみもややにととのひカタルバの芽ふき青しも銀

座大路の

大手町 小景

アスファルトしきつめられし街道をあしたすかしく

ゆく乙女あり

日光街道瀬川にて

道のべの青草をしききくものか瀬川の音の山にひびくを